

災害対応について

1. 現状

(1) 国及び自治体

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。)に震災対応に関する規定はない。しかし第5条に基づき定められた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。)」において、災害時対策について記載があり、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ることや所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進することが講ずべき施策とされている。

○動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号)

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成29年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(8) 災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

自治体に対して行ったアンケート調査では、全国107自治体(都道府県、政令市及び中核市)のうち81自治体が、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づく地域防災計画や動物愛護管理推進計画等の中で、災害時における愛玩動物の取扱いについて明記していた。なお、47都道府県のみで見れば、37自治体が地域防災

計画に、4自治体が動物愛護管理推進計画等に災害時における愛玩動物の取扱いについて記載があり、残る6自治体についても、今後、地域防災計画に記載予定であった（別添1、別添2：委員限り）。

なお、法第6条に基づき、都道府県は基本指針に即して当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定める必要がある。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画の見直しが行われているところであり、環境省からも検討に参加している。

○防災基本計画（平成20年2月中央防災会議）

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

○防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。

第2章 災害応急対策に関する事項

10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する事項

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画

(2)所有者等

法第7条第4項に基づき定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」においては、所有者等が地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置が定められている。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

第3 共通基準

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

また、本年の動物愛護週間中央行事では、「備えよう！いつもいっしょにいたいから」をテーマとし、ポスター（別添3）やパンフレット（別添4）を作成するとともに、災害時に人と動物が安心、安全に避難するために必要な普段からの備えについて、ペット避難に必要なグッズの紹介、しつけ相談、災害時における動物救援活動に関するパネル展示、スタンプラリー等とともに災害時の被災動物の救護等について考えるシンポジウムを開催した。

(3) 民間団体等

阪神・淡路大震災以降、大きな災害が発生した際には、(財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会及び(社)日本獣医師会によって緊急災害時動物救援本部が組織され、行政と連携しながら現地における被災動物の救護を中央から支える活動を行っている。

また、災害が発生した現地においては、自治体、地方獣医師会及び地元の動物愛護団体等により現地本部が設置される。今般の東日本大震災で設置された現地本部は以下のとおりである。

現地対策本部名	構成団体	設置日
岩手県災害時被災動物救援本部	岩手県、岩手県獣医師会及び10動物愛護団体で構成。本部は県獣医師会事務局。	3月22日
宮城県緊急災害時被災動物救援本部	宮城県と宮城県獣医師会で構成。本部は県獣医師会。	3月18日
仙台市被災動物救護対策臨時本部	仙台市、仙台市獣医師会及びNPO法人2団体で構成。臨時本部は市獣医師会。	3月25日
福島県動物救護本部	福島県、いわき市、郡山市、福島県獣医師会及び動物愛護団体で構成。	4月15日

2. 主な論点

- ・既に多くの自治体において、災害対策基本法に基づく地域防災計画の中で被災動物の救護等に関する事項を明記しているが、改めて動愛法に規定する必要があるか。
- ・所有者等への普及啓発
- ・民間団体の取り組み
- ・行政と民間団体の協力体制

3. 参考法令

○石油パイプライン事業法（昭和四十七年六月二十六日法律第百五号）
（基本計画）

第三条

主務大臣は、石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関し、石油パイプライン基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関する基本方針
- 二 石油パイプラインの経路の概要及び完成の目標年度
- 三 石油パイプラインにより輸送されるべき石油の種類及び数量

四 その他必要な事項

- 3 基本計画は、災害の発生の防止に関し十分に配慮しつつ、石油の需給事情及び輸送事情並びに土地利用の状況を勘案して定めるものとする。
- 4 主務大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきくものとする。
- 5 関係市町村長は、基本計画に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 6 主務大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

○河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

（河川整備計画）

第十六条の二

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

○医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」と

いう。)を定めるものとする。

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
 - 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
 - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
 - 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）
 - イ 救急医療
 - ロ 災害時における医療
 - ハ へき地の医療
 - ニ 周産期医療
 - ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
 - 六 居宅等における医療の確保に関する事項
 - 七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
 - 八 医療の安全の確保に関する事項
 - 九 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
 - 十 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
 - 十一 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項